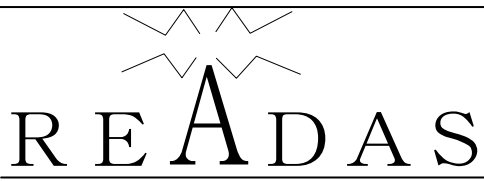


第 5407 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月15日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 高額資産を取得した場合の消費税の取扱い

**Q**：平成28年4月以後、高額資産を取得した場合の消費税の取扱いが変わるそうですが、どのようになるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

平成28年度の税制改正で見直された制度で、次のような内容です。

事業者(免税事業者を除く)が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内における高額資産の課税仕入れ又は高額資産の保税地域からの引取り(高額資産の仕入等)を行った場合には、その高額資産の仕入等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は適用できない。

また、自ら建設等をした資産については、建設等に要した費用の額が税抜き1千万円以上となった日の属する課税期間からその建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において上記と同様の適用をする。

高額資産とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜き1千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

なお、この改正は平成28年4月1日以後に高額資産の仕入等を行った場合について適用されます。ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額資産の仕入等を行った場合には適用されません。

